

委託業務仕様書（案）

1 業務名

令和4年度わかやまキャリアチェンジ応援プロジェクト、「しごと」のある「暮らし」体験及び学生関係人口創出事業業務

2 業務目的

移住者の更なる増加を図るため、県への就職・転職に関心のある移住希望者に対して、仕事の紹介や、再就職活動の支援、一定期間仕事と暮らしを体験する支援を行うとともに、地方に対する関心が高い学生と若者の力を活かして地域活性化を図りたい県内団体・個人等とのマッチングを支援し、本県との関係人口創出を促進する。

3 本業務の委託期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

4 本業務の目標

各細事業における目標数値は以下のとおりとする。

①わかやまキャリアチェンジ応援プロジェクト

相談件数 600件（【東京】400件 【大阪】200件）

②「しごと」のある「暮らし」体験

体験参加者数 300名

③学生関係人口創出事業

学生参加者数 500名 プログラム登録数 50件

5 本業務の範囲

5-1 わかやまキャリアチェンジ応援プロジェクト

(1) 相談員の配置

① 配置場所

次の2か所の相談窓口に相談員を配置すること。

A. わかやま移住定住支援センター東京窓口

東京都千代田区有楽町2-10-1

東京交通会館8階 認定NPO法人ふるさと回帰支援センター内

B. わかやま移住定住支援センター大阪窓口

大阪府大阪市中央区本町橋2-31

シティプラザ大阪1階 大阪ふるさと暮らし情報センター内

② 業務日

- A. 週3日 原則として、毎週火曜日10時から18時まで、毎週金曜日及び日曜日14時から18時まで
- B. 週1日 毎週金曜日の10時から18時までを予定（曜日は変更する場合がある。）

ただし、A、Bとも各相談窓口の定休日を除く。

③ 業務従事者

各相談窓口に以下の要件をすべて満たす相談員を1名配置すること。

- ア 職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第30条の20に規定する厚生労働大臣によるキャリアコンサルタント登録証の交付を受けている者
- イ 利用者に県内の求人情報を提供する等、職業紹介の実施が可能な者
- ウ 県の風土や暮らしを利用者に伝えることができる者
- エ 利用者に対して公平かつ公正に相談に応じることができ、他の相談員や県職員と協力・信頼関係を築き、円滑かつ効率的な業務遂行が可能な者

(2) 利用者のフォローアップ

窓口での面談に加え、メールやオンライン等による相談対応を実施すること。

（40名程度／月）

(3) 情報発信・広報

地方での就職・転職に関心のある者に対して、SNS等各種媒体を活用した情報発信や広報を実施すること。

(4) フェア出展

東京で開催されるマイナビ転職EXPOに出展し、転職希望者に和歌山県での就職や暮らしをPRすること。（1日／年）

(5) キャリアアドバイザーの派遣

市町村等が実施する移住相談会において、講師やキャリア相談対応等の業務依頼があった場合、キャリアアドバイザーを派遣すること。ただし、業務内容に鑑み、派遣が適切かどうか県と協議の上決定することとし、別途発生するキャリアアドバイザーへの報酬や旅費等の費用については委託費から支出するものとする。

（年間派遣回数（予定） 3回）

(6) 移住者インタビュー記事の制作および登録リストの整理

県内の企業に就職し、仕事や趣味を通じて充実した生活を送っている方を取材し、紹介記事を作成すること（10名／年）。なお、取材候補者については受託者が提案し、県と協議の上決定するものとし、記事の構成等については県移住ポータルサイト（<https://www.wakayamagurashi.jp/>）を参照すること。

また、取材を実施した方については、登録リストを作成・整理し、登録状況を管理すること。

5-2 「しごと」のある「くらし」体験

(1) 「しごと」のある「くらし」体験事業の実施

以下の主な事業課題を踏まえ、参加者が希望する体験内容に応じ、地域の「しごと」と「くらし」を体験する仕組みを整え、事業を実施すること。

①体験受入期間

令和4年5月～令和5年3月

②体験コースの設定

次の2種類のコースを設定

A. 起業・就農コース

実施期間：1泊2日から最大2泊3日まで

受入先：求人はなく、体験のみ実施する事業者

B. 就労コース

実施期間：1泊2日から最大5泊6日まで

受入先：求人があり、参加者と意向が合えば雇用の予定がある事業者

③既存受入先の受入意向確認（約160事業所）及び内容の見直し

既存受入先について、当該事業の継続意向確認を行うとともに、体験内容の更新やモデルコースの設定など内容の見直しを行うこと。

④新規受入先の掘り起こし及び紹介記事の作成

受入先の掘り起こしについては受託者が提案し、県と協議の上、決定する。

⑤参加者滞在先

体験の効果が高まる滞在先を、あらかじめ県と協議の上決定する。

⑥体験経費の支払

以下の経費は委託費に含む。

ア 受入先経費

A. 起業・就農コース 1人あたり1日5千円

イ 参加者経費

参加者が宿泊する地域に応じ、次の通りとする。

移住推進市町村（地域）：1人あたり1泊5千円

その他の地域：1人あたり1泊3千円

ウ 体験期間中の参加者移動経費（集合場所、受入先、宿泊場所等）

ただし、私用による移動は除く。

エ 体験期間中の傷害保険

⑦参加者負担

自宅から集合場所までの往復交通費、体験期間中の食費等

(2) 説明会の開催

①対象者：地方での仕事を求めている移住希望者

②開催回数：1回以上

③開催時期：令和4年7月予定

④開催場所：東京都特別区

⑤集客目標：100名程度

⑥内 容

受入先での体験事例や新規受入先の紹介など、体験への参加を促す内容とすること。

(3) 広報

(1) (2) に関して、効果的な広報活動を提案し、県の承認を得た上で実施すること。

(4) 参加者へのフォローアップ・アンケート分析

①体験終了後、参加者へのアンケート調査等を行うこと。

②県が行うフォローアップに必要なデータを提供すること。

③上記①において実施したアンケート調査結果について、今後の参加者にとって参考となるような情報を県移住ポータルサイト (<https://www.wakayamagurashi.jp/>) に掲載すること (例. 参加者満足度、体験者の声など)。

5-3 学生関係人口創出事業業務に関すること

(1) サーバ・ドメイン、登録データの引継

マッチングサイトのシステム開発者(和歌山大学)よりシステム管理サーバおよびサイトドメインの管理、サイト利用者(学生またはプログラム掲載事業者など)の登録データ(アカウント情報、プログラム内容等)について引き継ぐこと。

なお、システムの開発言語及びソフトウェア構成は以下のとおりである。

- ・プログラミング言語 PHP
- ・開発フレームワーク Laravel
- ・システムデータベース MySQL

<サーバ・ドメインの設置について>

- ア 安全性確保の観点から、「政府情報システムのためのセキュリティ評価制度 (ISMAP)」において登録されたサービス上に構築することを原則とする。
- イ 上記による調達が困難な場合は、以下のいずれかの認証制度の認証を取得し、または監査フレームワークに対応しているサービスから調達すること。

■認証制度

- ・ISO/IEC27017による認証取得
- ・JASAクラウドセキュリティ推進協議会CSゴールドマーク
- ・米国FedRAMP

■監査フレームワーク

- ・AICPA SOC2 (日本公認会計士協会 IT7号)
- ・AICPA SOC3 (SysTrust/WebTrusts) (日本公認会計士協会 IT2号)

ウ サーバは、SSL/TLSを実装し、SSLサーバ証明書を発行すること

- エ サーバの設置場所は、日本国内であること。
- オ サーバは、ユーザーが増加した際にプログラム変更することなく適切な対応が取れる状態であること。
- カ メンテナンス時間を除き、24 時間 365 日稼働すること。
- キ 24 時間監視体制が整備されたサーバであること。
- ク 現在使用しているサイトドメインを利用すること。サイトドメインを変更する場合は、県と協議の上、決定すること。

※現在使用しているドメインは「app.wakayamacrew.jp」

(2) マッチングサイトの保守管理

①運用保守（軽微な改修含む）

- ア サイトの利便性向上のため、システム機能の改修を実施すること。なお、改修事項については、県と協議の上、決定する。
- イ 上記アにおいて改修した内容に応じてマニュアルを改訂すること。
- ウ システムの構成、性能、リソース、インシデント等の管理を行うこと。
- エ システム障害に関する受付窓口を設け、連絡体制を書面で県に提出すること。
- オ 障害等が発生した旨の連絡を受けてから電話等で障害状況を確認し、速やかに復旧措置を行うこと。自動又は手動により最終バックアップ地点まで復旧できるようにすること。
- カ 障害の発生状況、対応内容等の履歴を記録・管理すること。
- キ システムの軽微な改修については、業務やサービスに不具合が起らないよう事前にテストを実施し反映すること。また、システムの変更内容を記録し、成果品等は常に最新の状態に保つこと。
- ク 利用者等登録情報のバックアップを週に1回以上取得し、バックアップ取得時間は、協議により決定すること。また、バックアップは3世代以上保存すること。
- ケ 利用者が5秒以内にページを開けるようにすること。

②情報セキュリティ対策

- ア ウェブサイトやネットワークの脆弱性等を契機とした情報漏洩が発生しないよう、ウイルス対策ソフトを導入し、常に最新のパターンファイルを適用するなど、十分なセキュリティ対策を施すこと。
- イ ウェブサイトやネットワークの脆弱性診断を定期的に受診すること。
- ウ 表示するページは全面SSL化すること。

③動作環境

- ア 利用者の閲覧ブラウザは、Internet Explorer (11 以降)、Edge、Google Chrome、Firefox 及び Safari 等の最新版、OS (バージョン) は、Windows (8. x、10、11)、MacOSX (最新バージョン)、iOS (9.0 以上)、Android (5.0 以上) に対応していること。また、これらに対してすべての環境での動作確認を実施す

ること。

イ 運用期間内に対応する OS の最新バージョンがリリースされた場合、稼働確認を行い必要に応じて改修を行うこと。

ウ 対応言語は日本語とすること。

(3) 新規事業者の掘り起こしおよび利用者へのフォローアップ

①プログラム登録事業者の掘り起こし

本サイトを利用し、学生を受け入れる県内事業者の掘り起こしを行うこと。なお、必要に応じて「しごと」のある「くらし」体験受け入れ事業者を活用し、プログラム登録促進を実施すること。

②利用者へのフォローアップ

受入事業者の当該サイト掲載プログラムの作成支援や、学生と受入事業者のマッチングを促進させる支援を実施すること。

(4) 広報業務

マッチングアプリの学生登録を促進させるため、効果的な PR を実施すること。

(5) その他

①傷害保険の支払

本サイトを利用しマッチングした学生がプログラムを体験するにあたって必要な傷害保険料を支払うこと。

6 納入について

(1) 月次報告書等

事業名	納入物（電子媒体のみ）	納入期限
キャリアチェンジ 応援プロジェクト	月次報告書	翌月 10 日まで
「しごと」のある 「くらし」体験		
学生関係人口創出 事業	作業項目単位で実績工数を記載した報告書を提出させること。	該当業務対応後、随時提出すること。
	システム保守運用管理書類（障害の発生状況、対応内容等の履歴を記録・管理、システムの変更内容を記録したもの）	
	テスト結果報告書	

(2) 実績報告書

事業終了後、電子および紙媒体にてすみやかに提出すること。

7 県との協議等

事業の進捗、今後の方向性を確認するため、定期的に県と協議を実施すること。また、県から業務に係る指示、問い合わせがあった場合、速やかに対応すること。

8 対象経費

(1) わかやまキャリアチェンジ応援プロジェクトに関する経費

- ①相談員の配置に係る経費
- ②利用者のフォローアップに係る経費
- ③情報発信・広報に係る経費
- ④フェア出展に係る経費（出展料、会場設営費等）
- ⑤キャリアアドバイザー派遣に係る経費
- ⑥「わかやまに恋した100人の物語」の制作に係る経費

(2) 「しごと」のある「くらし」体験に関する経費

- ①「しごと」のある「くらし」体験事業の実施に係る経費

ただし、5-2(1)⑥アの経費として3,750千円（税込）、5-2(1)⑥イの経費として2,400千円（税込）を委託金額から確保すること。

- ②説明会の開催に係る経費
 - ③広報に係る経費
 - ④参加者へのフォローアップに係る経費
- ### (3) 学生関係人口創出事業広報業務に関する経費
- ①システムおよびデータ引継ぎに係る経費
 - ②サイト保守運用経費
 - ③受入先掘り起こしに係る経費
 - ④広報に係る経費
 - ⑤利用者フォローアップの実施に係る経費

(4) 実施報告書作成に係る経費

(5) 上記作業に係る人件費

9 その他

- (1) 5-2(1)⑥(ア)及び(イ)の体験経費については、実績に応じて支出するものとし、当初の金額から余剰が生じた場合、精算すること。

なお、事業の進捗により、大幅な余剰が生じると見込まれる場合は、協議の上、契約の変更を行うこと。

- (2) 本事業の目的を達成するため、県が実施する他の移住推進事業及び委託事業者

と連携を図ることで、相乗効果を上げること。

- (3) 本事業の実施にあたって取得した物品のうち、取得価格が5万円以上の物品については、県に帰属するものとし、本事業終了後に引き渡すこと。
- (4) この委託により発生する報告書等成果物の著作権はすべて県に帰属する。
- (5) 本事業は、国費を用いて執行する予定であり、事業完了後5年間は事業に係る帳簿等を保管し、和歌山県監査委員や会計検査院の検査に協力すること。
- (6) 本事業は、公費が財源であることから、事業趣旨をよく理解したうえで、事業開始後であっても、予算の範囲内で県の指示に従うこと。
- (7) 受託者は、委託期間の満了、又は契約の解除により契約が終了するときは、委託業務につき適切な安全措置をとり、県又は県の指名する者に誠意をもって引き継ぐこと。その調整等に係る費用一切は、本調達に含むこと。
- (8) 本仕様に記載のない事項については、双方協議の上、決定すること。